

平成 2 8 年 度

監 査 方 針

浜 松 市 監 査 委 員

平成28年度監査方針

1 基本的な考え

(1) 監査の目的

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており、長と対等の立場において監査を実施する独立の機関です。

監査委員による監査を通じて、執行機関において適正かつ効率的な行財政運営が行われるとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう、市民の視点で市政運営の監視、評価及び指導を推進します。

(2) 監査の観点

監査に当たっては、正確性、合規性はもとより、その事務事業が最少の経費で最大の効果を挙げているか、所期の目的を効果的に達成するものとなっているかという、経済性、効率性、有効性の視点を踏まえた監査を実施します。

また、内部統制機能が適正に働いているか、事務事業が単なる前例踏襲による繰返しで実施されていないか、形式主義となっていないかという観点からの監査を実施します。

(3) 効率的・効果的な監査の実施

効率的・効果的な監査を実施するため、重点事項を絞り込む中で、具体的な視点、着眼点を設定することで、監査の「選択と集中」を図ります。

また、重点事項、視点、着眼点の設定に当たっては、市に損害を与えていないか、あるいは与えるおそれが大きく、市にとってリスクが高い行為又は不作為を優先的に選択します。

なお、監査の実施に当たっては、定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査等の結果を相互に活用します。(平成27年度に実施した監査の主な指摘・指導内容は、別紙「平成27年度に実施した監査の結果」のとおり)

(4) 監査結果の取扱い

ア 市民に分かりやすい監査結果の公表

監査の結果について、市民の目線に立った分かりやすい内容・表現で公表します。

また、監査の実施状況をわかりやすくまとめた「監査のあらまし」を作成し公表します。

イ 「意見」の積極的な提出

組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて提出することができる「意見」について、監査対象部局に対するヒアリング等の結果を踏まえ、積極的に公表します。

ウ 指摘事項、意見への対応

指摘事項については、早期の是正を促すとともに、是正されないものについては、措置が講じられるまで定期的に指導します。

また、意見については、対応の進捗状況を定期的に確認し、監査の実効性を高めるよう努めます。

2 監査体制・機能の向上等について

(1) 年度を通じた監査、審査等の担当制の導入

監査等の実施に当たっては、事務局職員が担当する部局、会計を年度当初に明確にすることで、効率的な情報収集に基づく有機的かつ効果的な監査等の実施に努めます。

(2) 公認会計士の職員任用

公認会計士を非常勤職員として任用することにより、専門的知識及び民間の視点を活かし、財務監査、財政援助団体等監査及び公営企業会計に係る決算審査等における監査計画作成から調査手法の検討、調査の実施及び監査結果のフォローまでの業務を担うこととします。

(3) 弁護士の活用

26年度より庁内弁護士を非常勤職員として任用し、行政監査業務や住民監査請求等に対応するため、積極的な活用を図り、効果的な監査の実施に努めます。

(4) 外部委託による監査機能の充実・強化

工事監査については、高度で専門的な知識を要することや、民間の視点の導入による効果が見込まれることから、これまでと同様、調査事務の一部を外部委託することで、監査の充実・強化を図ります。

(5) 事務局職員の資質向上

事務局職員の主たる担当事務や在課年数などに応じた外部の研修に積極的に派遣し、監査事務に不可欠な専門的知識の修得に努めます。

また、弁護士や公認会計士を活用することにより、実務や局内研修を通じ、その専門的知識を修得し、事務局職員全体のレベルアップに努めます。

(6) 監査事務のPDC Aサイクルの実施

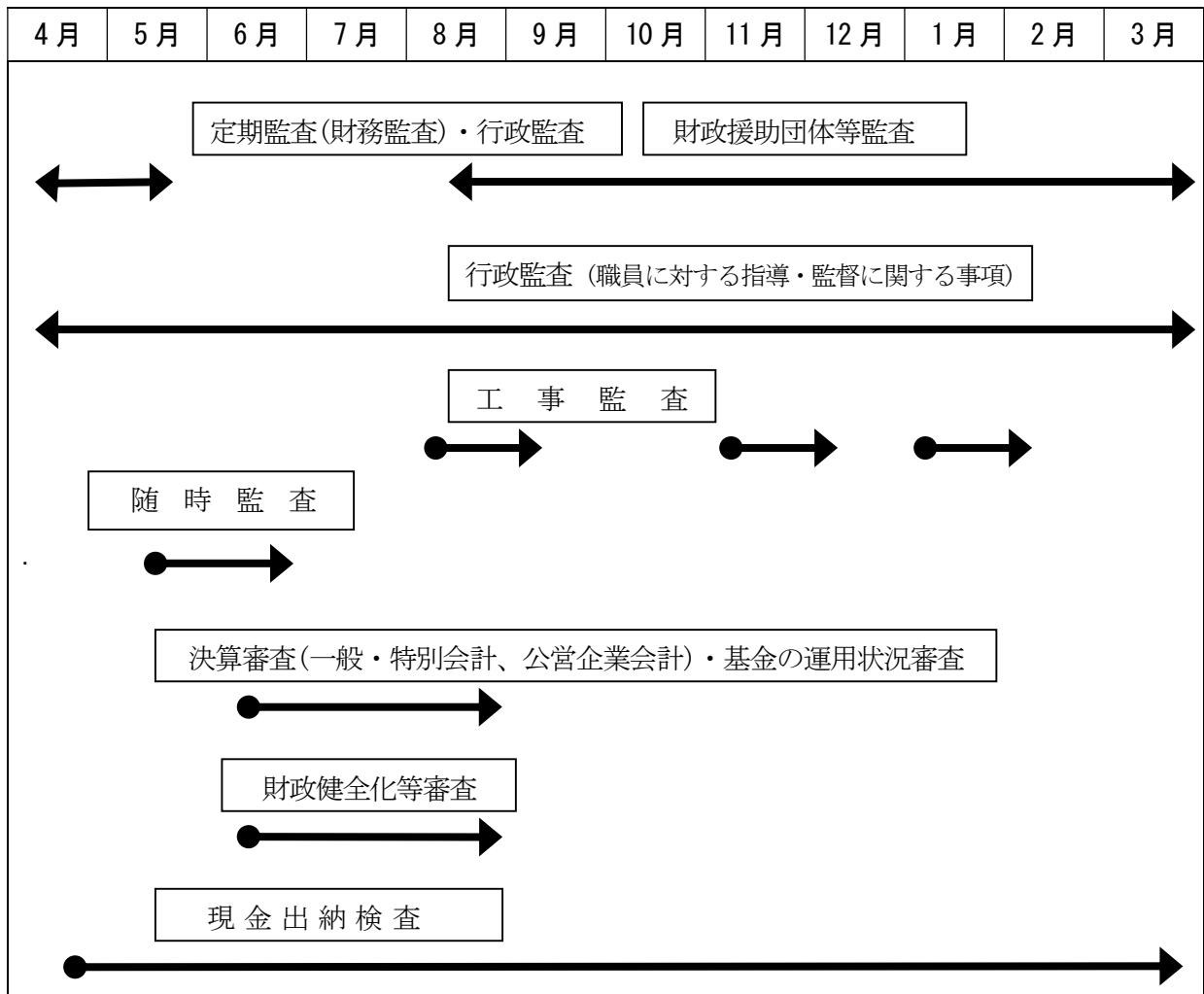
監査等の視点、手法等については、その都度見直しを図るとともに、年間計画終了後は、結果の評価及び改善点の確認を行い、次年度の計画に反映させます。

3 年間監査計画について

平成28年度の年間監査計画の概要は、次のとおりです。

なお、住民監査請求等の突発的な事案が発生した場合においては、優先順位を定める中で、計画を変更する場合があります。

【監査等の実施時期】



4 監査等の種類別の実施方針について

(1) 定期監査

ア 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、全ての部局を対象に原則2年に1度のサイクルで資料の提出を受け、実施します。

また、効率的、効果的な監査の実施を図るため、これまでの監査結果、決算審査の状況や財務会計システムの検索機能を有効に活用することなどにより、市にとってリスクの高い事務を監査対象として抽出し、重点とします。

イ 工事監査

土木工事、建築工事等の計画、設計及び施工が法令等に準拠し、適切かつ効率的に執行されているかについて実施します。

監査の実施に当たっては、技術調査事務に関する高度で専門的な知識が必要なことから、これまでと同様に調査の一部を外部委託し、技術士等を厳選する中で実施します。

(2) 行政監査

経済的、効率的、効果的に行われていない事務事業、合理的な理由がなく著しく遅延している計画等を対象として、定期監査に併せて実施します。また、職員による事件、事故など、市の信用を著しく失墜する行為に対しては、年間を通じて実施します。

業務上の必要性から市職員が管理している団体の事務執行については、団体が所有する準公金が厳正かつ適正に管理されているか、団体における事件事故の未然防止や効果的な事務局運営がされているかなどの観点から、引き続き確認していきます。

監査の実施に当たっては、定期監査等の結果を踏まえ、内部統制機能を有する部局に対して、情報提供や指導など、統率すべき事務事業の適正性を確保するための役割を十分果たしているかを重点項目<着眼点>とし、弁護士等を活用することにより効果的な監査の推進に努めます。

(3) 財政援助団体等監査

市が財政的援助をしている団体、出資している団体及び公の施設の指定管理者を対象として、団体の出納その他の事務の執行において、当該財政援助等に係るものが、法令等に準拠し、適正に行われているかについて実施します。

また、財政的援助をしている団体及び出資している団体については、その目的どおりの事業成果を挙げているか、公の施設の指定管理者については、施設を市民が安全に、安心して使用できるよう適正な維持管理をしているか、市民サービスの向上につながっているかなどを着眼点とします。

(4) 決算審査

決算書その他関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確であるか、さらに、予算に定める目的に従って事務事業が効果的、経済的に執行され、その目的を達成しているかなどを検証します。

(5) 基金の運用状況審査

普通地方公共団体が、定額の資金を特定の目的に従い運用するために設置した基金の運用状況について、決算書に基づき、計数の正確性はもとより、設置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われているかを審査します。

(6) 財政健全化等審査

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が、地方財政健全化法及び関係法令に定められた基準に準拠し、適正に表示されているかを主眼に実施します。

(7) 現金出納検査

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、毎月例日を定めて実施します。

(8) その他の監査

次に掲げる監査については、その必要性、請求又は要求があったときに実施します。

なお、市民、議会等からの監査請求に対しては、他の業務に優先して対応するとともに、必要に応じて監査年間計画を変更します。

ア 住民の直接請求に基づく監査

イ 議会の要求に基づく監査

ウ 随時監査

エ 市長の要求に基づく監査

オ 指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査

カ 住民監査請求に基づく監査

キ 職員の賠償責任に関する監査

〔別 紙〕

平成 27 年度に実施した監査の結果

1 監査区分ごとの主な指摘・指導内容

(1) 財務監査

ア 業務委託契約に関すること

- (ア) 決定した見積書に「決定」の記載及び執行者の印がない。
- (イ) 履行確認において、検査検収チェックシートによる検収を行っていない。
- (ウ) 契約書及び仕様書等に規定した届出等(業務責任者、技術資格者等)が提出されていない。

イ 補助金等交付事業に関すること

- (ア) 補助金変更申請書の提出がなく、手続きがされないまま、交付額を確定している。
- (イ) 補助事業完了報告書に添付された領収書の内訳が確認できないもの、あて先の記載がないもの、発行者の記載がないもの等が見られた。

ウ 会計処理に関すること

- (ア) 行政財産の目的外使用における電気料金や水道料金の徴収において、誤った算定を行った。
- (イ) 定められた期限を超過して納期限を設定している。

(2) 行政監査

不祥事の発生の再発防止に向けた公務員倫理の徹底

酒気帯び運転にて逮捕された。

自動車運転処罰法違反及び道路交通法違反で逮捕された。

(3) 随時監査

ア 固定資産に関すること

固定資産について、除却処理がされていない。

イ 貸倒引当金の計上について

貸倒実績が発生しているにも関わらず、貸倒引当金の計上をしていない。

ウ 未払金の計上について

未払金について、計上されていない。

エ 予算超過の支出について

現金支出を伴わない費用が予算超過しているが、市長の決裁を受けていない。

(4) 財政援助団体監査

ア 支出科目の区分について

決算報告について、支出の用途や性質を表した区分表記となっていない。

イ 収入支出の取扱いについて

平成 27 年度に行われた収支について、26 年度決算に計上している。

ウ 契約に定められた書類について

契約書に定められている提出書類について、提出を受けていない。

(5) 出資団体監査

ア 会計上の諸規程等について

経理規程及び資産管理に係る諸規程類が整備されていない。

イ 未収還付法人税等の未計上

法人税等について、還付額の計上がされていない。

(6) 公の施設の指定管理者監査

ア 審査基準について

浜松市行政手続条例による審査基準が定められていない。

イ 指定管理料の支払額について

管理に関する協定書において定められているにも関わらず、指定管理料を月割での支払いがされていない。

2 指摘・指導事項が発生した要因

行政監査を除く監査については、基本的な事務処理が、法律、市の条例・規則・要綱や監査対象団体の規程等の関係法令等に従っていないことにより、指摘事項となったものがほとんどです。事務マニュアル、チェック体制の不備や担当職員が関係法令等を確認せず、前例踏襲としていることが主な要因と考えられます。また、指摘等に基づき是正・改善がなされても、別の部署において同様の誤りが繰り返されています。

不適正な事務処理の再発を防止するためには、指摘された内容を全庁共通の情報として共有化し、自発的に是正、改善が図られる仕組みづくりの促進と、組織の内部統制（チェック体制）が有効に機能しているかを検証していく必要があります。

監査の結果が事務処理等の適正化に有効に活用され、制度やルールの改善につながるよう制度所管課等との連携を深めるとともに、職員には監査を通してルールに対する正しい理解や、コンプライアンス推進の重要性に対する認識が高められるよう、実効性のある監査を実施していきます。